

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
1	通所	指定	基準緩和型サービスの交流型及び運動型の双方の指定を受けることは可能か。	可能です。 ただし、設備基準を満たすことや曜日を分ける、パーティションで区切るなど、別のサービスであると区別できるよう工夫してください。	
2	通所	利用日	上記1が可能な場合、各曜日もしくは時間で事業を指定して開催することは可能か。 例)月・水・金(午前)=交流型、火・木(午後)=運動型	可能です。	
3	通所	人員	交流型・運動型介護者の配置要件にある”専従”とは、基準緩和型サービスの営業時間のみ専従という解釈でよろしいでしょうか。 営業時間外は他の事業(国基準)で勤務することは可能か。	お見込のとおり。 従来型と同様と考えてよい。	
4	通所	利用	ケアハウス等に入居している方で、住所地が他市町村にある方が、七尾市の基準緩和通所介護サービスを利用するには、住所地(保険者)を七尾市へ移せば利用は可能と考えてよいか。(住所地特例施設入居者は除く。)	従来型と同じ。 【平成29年1月12日補足】 みなし指定事業所が現行相当サービスを利用する場合は届出等は必要ありませんが、基準緩和通所(訪問)型サービスを利用する場合には保険者の市区町村から指定を受ける必要がある。 平成30年4月からは、みなし指定の効力が無くなるため、全ての事業所が利用者の保険者市区町村から指定を受ける必要がある。	1/12 補足
5	通所	利用日	要支援1、2の方で現行相当サービス(介護予防通所介護)と基準緩和通所型サービス(交流型)の併用利用を希望した場合に、同一週内での併用利用は可能でしょうか。 例)月曜日…現行相当サービス(通所) 金曜日…基準緩和通所型サービス(交流型)	要支援1は併用不可。(週1回の利用のため) 要支援2は可能。(1回は現行相当サービス、もう一回は基準緩和通所型サービスの併用) 【平成29年1月12日補足】 要支援2の方が併用利用する場合は、現行相当サービスに平成29年4月1日から新設される1回単価を使用して下さい。 その上で合計単位数が現行の基準単価(3,377単位)を超えないこと。	1/12 補足

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
6	通所 (運動型)	人員	①管理者の勤務形態について、他の職務・同一敷地内の他の事業所との兼務は可能とあるが、当該サービス(基準緩和型通所サービス)を提供している時間帯は必ず勤務していないといけないのか？	必ず勤務していなければなりません。	
			②「基準緩和型通所サービス(運動型)」の人員基準である、経験のある介護職員について具体的に示して頂きたい。(日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練とは？)	現在の七尾市運動器機能向上事業の委託を受け、その訓練を行う者が介護職員である場合のみの経過措置です。新規参加者は基準要綱第2条(4)に示す運動型介護職員の有資格者とします。	
7	通所 (運動型)	基本報酬 加算部分	各種加算の取得要件について、具体的に示して頂きたい。	平成29年1月12日付 七尾市健康福祉部保険課長通知 基準緩和通所型サービス(運動型)における各種加算の算定要件についてを参照ください。	
8	通所 (運動型)	設備基準	①サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上)とあるが、24㎡あれば8名まで受入可能か？	お見込のとおり。	
			②通所介護サービス利用者が使用しない時間帯の機能訓練室の使用は可能か。	機能訓練室は併用不可です。 ただし、現行相当サービスの提供場所の必要面積と基準緩和通所型サービスの提供場所の必要面積ともに同一の機能訓練室が含まれていない場合は可能です。	
9	通所 (運動型)	サービス 内容	①「運動プログラム」を活用した機能訓練には、作業療法(計算プリント、塗り絵等)も含まれるのか。	含められません。	
			②通所介護サービス利用者と一緒に嚙下体操やラジオ体操を行ってよいか？また、その場合、「運動プログラムを活用した機能訓練」とみなしてよいか。	通所介護サービス利用者と一緒に体操はできません。 ただし、嚙下体操やラジオ体操を「運動プログラムを活用した機能訓練」とみなしても構いません。	
			③送迎は、通所介護サービス利用者と一緒に(同乗)に行ってもよいか。	可能です。	
			④入浴は任意とあるが、提供する場合、通所介護利用者と同時に入浴することは可能か。	可能です。 ただし、お互いのサービスに支障がないようにしてください。	
			⑤任意である食事や入浴を提供する場合、サービス提供時間に含めてもよいのか。	含めてください。	

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
10	通所 (運動型)	対象者	養護老人ホーム入所者も対象者となるか。	現行と同様に養護老人ホームの形態によっては、対象となります。	
11	通所 (運動型)	料金	利用者本人の希望により、時間を延長する場合、延長料金を請求することは可能か	延長料金を請求することはできません。	
12	通所 (運動型)	会計区分	デイサービスセンター拠点で事業を実施する場合、サービス区分を新たに設ければ良いのか。	サービス区分を設ける必要はありません。 具体的な会計処理方法は、それぞれの法人で適用される会計基準をご確認ください。	
13	通所 (運動型)	定款	総合事業への移行に伴い、法人の事業目的に、第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業の経営」、「老人デイサービスセンターの経営」が定めてあれば定款変更は必要ないのか。	定款変更の必要はありません。 (老人福祉法が改正され、「老人居宅介護等事業」の定義には「第1号訪問事業」、「老人デイサービス事業の定義」には「第1号通所事業」が含まれたため)	
14	通所 (運動型)	届出	デイサービスセンターで総合事業を実施する場合、通所介護事業所の面積変更について石川県への届出は必要か。	必要となる場合があります。	

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
15	通所 (交流型)	サービス 内容	入浴は任意ということですが、1回の利用単位に含まれるのですか。あるいは、食事費と同じく実費で500円を利用者に負担してもらおうと考えてよろしいか。	お見込のとおり、食事と同じく実費を負担して頂くこととなる。	12/26 追加
16	通所 (交流型)	サービス 利用	①サービス提供時間は、2時間30分～3時間程度までとする と実施要綱に決められていますが、3時間を超えて提供することは可能ですか。	No.11を参照ください。 (原則は認めていないが、延長料金が発生せず、利用者自身が希望する場合には可能。)	12/26 追加
			②利用者は、週1回の利用ですが、これを超えて週2回以上の 利用した場合は、超えた回数は実費負担してもらおうと考えて よろしいですか。	現行の予防通所介護と同様に実費負担での利用は不可と なります。	
			③超えた回数の実績は、2,620円となるのか、あるいはサー ビス提供事業所で利用量を定めることは可能ですか。	実費負担による利用は認めていません。	
			④指定された回数を超えて利用することは不可なものでし ょうか。	不可となります。	
17	通所 (交流型)	提供場所	部屋を区切って実施する場合において、施設に余裕がない ので、レクリエーションを行う時間帯だけ区切って実施するこ とは可能ですか。	No.8の②を参照ください。	12/26 追加
18	通所 (交流型)	基本報酬 加算部分	(1)サービス提供体制加算、(2)介護職員処遇改善加算 なし と考えればよろしいのですか。	サービス提供体制加算は有り。介護職員処遇改善加算相当 は基本報酬に含んで単価設定しています。	12/26 追加 1/12 訂正
19	全般	申請 手続き	①「事業参入表明書」を提出した場合には、平成29年2月10 日(金)までに指定申請手続きをしなければならないのか。	みなし指定事業者が現行サービスを実施する場合は「事業 開始届」の提出が必要です。 また、基準緩和型サービスを実施する場合には指定 申請手続き「指定事業者指定申請書」の提出が必要で すが、基準緩和型サービスを実施しない(辞退する)場合とな れば、指定申請の手続きは必要ありませんが、実施しない 旨の連絡をしてください。	12/26 追加
			②「事業参入表明書」を提出しておけば、平成29年8月中旬 頃までに指定申請手続きをすることも可能ですか。	事業所指定は、年3回(7月、11月、翌3月)を予定していま す。そのため、指定申請手続きについては申請の前月まで に行ってください。 (事業参入表明書は今回の手続きです。)	

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
20	通所 (交流型) (運動型)	サービス 内容	①レクリエーションを主体に軽い体操を取り入れたものでよいでしょうか。	交流型は軽い体操程度で可となります。 運動型はウォーミングアップで軽い体操を取り入れることは可能だが、サービスの趣旨からも機能向上が望める内容の機能訓練の提供が必要です。	12/26 追加
			②施設の周辺を歩く(散歩)訓練を取り入れることは可能でしょうか。また施設外(公園等)に向いて歩く訓練を行うことは可能でしょうか。	軽い体操を運動型の機能訓練に取り入れること自体は可能ですが、軽い体操や散歩のみを大部分に構成した運動プログラムは機能訓練としては認められません。 (No.20の①を参照ください)。	
			③施設周辺の史跡見学をすることは可能でしょうか。	交流型のレクリエーションとしては可能です。 運動型で行う場合、機能訓練(1時間必須の部分)以外のサービスとしては可能です。	
			④スーパー等に出かけて、作成した予算計画に基づいた買い物をする訓練は可能でしょうか。	【運動型】 (No.20の③を参照ください。) 【交流型】 屋外でのサービス提供を行うには、 ・近隣であること ・あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること の要件を満たす場合のみサービス提供可能です。 ただし、娯楽性の強いものは認められません。 なお、安全面に配慮した職員数の配置をしてください。	
			⑤現在の状況から見積ると、要支援1、要支援2が総合支援事業に完全に移行すると試算した場合には、要介護者の通所介護利用者が1日平均15人程度に見積られる。この場合にはその時点で地域密着型デイサービスへの変更は可能ですか。	利用定員が18名以下になった場合、地域密着型通所介護となり、石川県には通所介護の廃止の手続きを、七尾市には新規指定の手続きを行なう必要があります。	

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
21	通所 (交流型) (運動型)	運営規定	<p>基準緩和通所型サービス事業の運営規定について</p> <p>①既存のデイサービスセンターの運営規定を変更する</p> <p>②既存のデイサービスセンターの運営規定とは別に新たに作成する</p> <p>のどちらで作成すればよいのか。</p> <p>また、国基準訪問(通所)型サービス(現行相当サービス)のみに参入する場合は、運営規定の変更は不要ですか。</p>	<p>国基準サービスと基準緩和サービスではサービス内容や配置基準などが変わるため、変更の必要があると考えます。読み替え規定等に対応できる場合は新規作成は不要ですが、変更箇所も多いことから、新たに作成する場合も多いと想定されます。</p> <p>国基準サービスのみで参入する場合であっても、提供するサービスが介護保険法第115条を根拠とするなどの変更箇所があるため、それらの変更について留意してください。</p>	1/13 追加
22	通所 (交流型) (運動型)	運営規定	<p>デイサービスセンターで総合事業を実施する場合で、国基準通所介護サービスの利用面積を一部基準緩和型デイサービスに利用する場合、運営規程の変更届を出す必要があると解してよろしいか。</p> <p>【例】</p> <p>定員 30名 面積90㎡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>定員 20名 面積60㎡</p> <p>これを一部基準緩和型通所介護</p> <p>定員 10名 面積30㎡</p> <p>定員の変更を届出が必要がある</p>	<p>お見込のとおり。</p> <p>国基準通所型サービス部分の利用面積変更は石川県に変更届を、基準緩和通所型サービス部分は七尾市に指定申請をしてください。</p>	1/14 追加

No.	通所・訪問	項目	質問内容	回答	備考
23	訪問	サービス利用	生活援助のみの利用者が従来の介護予防訪問介護を利用している場合、国基準訪問型サービスを受け続けることは可能なのか。	介護予防ケアマネジメントを行った結果、有資格者による専門的なサービスが必要と認められるケースについて、国基準訪問型サービスを利用可能です。	3/29 修正
24	訪問	人員	基準緩和訪問型サービス事業所の人員は、訪問介護及び予防訪問介護事業所とは別の人物を配置しないといけないか。	基準緩和訪問型サービスと指定訪問介護事業及び指定国基準訪問型サービスの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、兼務の配置で差し支えありません。前記の指定を併せて受けている場合は、訪問介護者の必要数は満たされているものとします。	3/29 追加
25	訪問	人員	管理者や訪問事業責任者(サービス提供責任者)を兼務する場合、2事業所を兼ねるため、2人配置する必要があるのか。	管理者は兼務にて全体を通して1人の配置で可。訪問事業責任者については、40人に対して1人などの配置要件は定めておらず、必要数としています。そのため、指定訪問介護事業所及び指定国基準訪問型サービスの指定を併せて受け、かつ同一の事業所において一体的に運営されている場合、基準緩和訪問型サービスを適切に実施できると判断されれば追加配置は必要ありません。	3/29 追加
26	訪問	サービス利用	基準緩和訪問事業所が定員いっぱい等で受入事業所が無い場合は国基準を利用して良いのか。	受入事業所が定員いっぱい等、正当な理由で基準緩和が利用できない場合は、空きが出たら連絡を依頼する等の配慮を行った上で国基準訪問型サービスを利用して下さい。	3/29 追加
27	訪問	サービス利用	ケアハウス内でNo.26の特例を行うと、国基準利用者と基準緩和に移行した利用者で差が出てしまう。同一建物で差をつけると、利用者からクレームが来る。特例の対象者はケアマネがきめるのか。	どの利用者が国基準や基準緩和かの判断については、利用者の状態等を考慮してケアマネジャーが振り分けを行って下さい。振り分け理由を丁寧に説明し、利用者の理解を得るよう努めて下さい。	3/29 追加
28	全般	サービス内容	事業の実施地域は七尾市全域でなければならないか。	国基準は七尾市全域です。基準緩和型については、従事者の人数等により実施可能な範囲を適切に設定下さい。	3/29 追加
29	全般	サービス内容	月額利用において、体調不良等で月1回の利用であった場合の請求方法は如何に。	月額請求または1回請求のどちらでも請求可能です。事業所と利用者との相談し、適切に対応下さい。	3/29 追加
30	全般	基本報酬加算部分	介護予防ケアマネジメントにおける委託連携加算はA事業所からB事業所に委託先が変更となった場合は算定できるのか。	算定できません。当該加算は指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、利用者1人につき1回を限度として算定できるものです。	